平成30年9月18日

産業建設常任委員会会議録

塩竈 市議 会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

平成30年9月18日(火曜日)午前10時00分開会

出席委員(6名)

志賀勝利委員長

阿 部 眞 喜 副委員長

菅原善幸委員 伊藤博章委

志子田 吉 晃 委 員 伊 勢 由 典 委 員

員

出席議長団(2名)

香 取 嗣 雄 議 長

伊藤博章副議長

欠席委員(なし)

説明のために出席した職員

佐 藤 昭 市 副市長内形繁夫 長 産業環境部長 佐藤俊幸 建設部長 佐 藤 達 也 産業環境部次長 水道部長 大 友 伸 兼環境課長 木村雅之 建設部次長 水道部次長 兼業務課長 並木新司 兼都市計画課長 本 多 裕 之 市民総務部 產業環境部 水產振興課長 財 政 課 長 末 永 量 太 草野弘一 產業環境部 産業環境部 商工港湾課長 高 橋 数 馬 観光交流課長 吉岡一浩 産業環境部 建 設 部 浦戸振興課長 定住促進課長 村上昭弘 星 和彦 建 設 部 建 設 部 潤 土 木 課 長 星 下水道課長 関 陽一 設 部 復興推進課長 鈴木良夫

事務局出席職員氏名

事 務 局 長 鈴 木 康 則 議事調査係主査 平 山 竜 太

会議に付した事件

議案第54号 塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例

議案第57号 平成30年度塩竈市一般会計補正予算

議案第59号 平成30年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算

所管事務調査の今後の進め方について

一般会議の評価・総括について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第54号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」、議案第57号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第59号「平成30年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」並びに「所管事務調査の今後の進め方について」及び「一般会議の評価・総括」についての5件であります。

これより議事に入ります。

議案第54号、議案第57号、第59号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、御礼を 申し上げます。

本日の委員会でご審査をお願いいたします案件でありますが、議案第54号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」ほか計3件であります。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上ご賛同賜りますようにお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

- ○志賀委員長 星定住促進課長。
- ○星建設部定住促進課長 私からは、議案第54号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」 につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.4、平成30年第3回塩竈市議会定例会議案の5ページと資料No.17の第3回市議会定例会議案資料の6ページをお開きいただきたいと存じます。説明の都合上、資料No.17の議案資料の6ページ、「塩竈市建築基準条例の一部改正について」を用いてご説明させていただきます。

まず1の概要でございます。建築基準法の一部改正に伴い、接道規制の適用除外に係る認定 手数料及び仮設興行場等の建築の許可に係る手数料等を定めるため所要の改正を行うもので ございます。

2の改正内容でございますが、後ほどご説明いたします施行日の関係から、(1)及び(2)につきましては第1条関係、(3)は第2条関係となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、(1)の接道規制の適用除外に係る認定手数料の新設でございます。

建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならないとされる建築基準法の規制につきまして、建築審査会の同意を経て特例許可できる既存の制度に加え、新たに国が定める基準に適合するもので特定行政庁が認めるものは、建築審査会の同意を不要とする認定制度が導入されたことから、認定申請手数料として2万7,000円を新たに定めるものでございます。

なお、建築審査会の同意を必要とするものは、これまでどおり3万3,000円となります。

次に、(2)の仮設興行場等の建築の許可の申請に係る手数料の新設でございます。

これまで1年以内の期間を定めて建築の許可をすることができた仮設建築物につきましては、災害復旧やオリンピック等の国際的な行事など、存続期間が1年を超えることがやむを得ない場合、必要な期間の存続を可能とする仮設建築物の許可制度が導入されましたことから、次の表のとおり許可申請手数料を定めさせていただくものでございます。

表をごらんください。

区分の欄の延べ床面積100平米以内のものでは1年を超えますと8万円、延べ床面積100平米 を超え500平米以内のものでは1年を超えますと12万円、延べ床面積500平米を超えるものは 1年を超えますと16万円の手数料をそれぞれ新設するものでございます。

次に、(3)の条例で引用する各条項の改正でございますが、建築基準法の一部改正に伴いまして、本条例で引用する条項に変更が生じましたことから、改正を行うものでございます。

3の施行日につきましては、第1条の規定でございますが、建築基準法の一部改正の法律の施行日が9月25日となりますことから、第1条関係の施行日は公布の日からとさせていただいてございます。また、第2条関係は、建築基準法の公布日が6月27日でございましたが、この日から1年以内に施行することになります。このため、第2条関係につきましては建築基準法の一部を改正する法律の施行日とさせていただいてございます。

恐れ入ります、本資料の2ページから5ページに本条例の新旧対照表を掲載してございます。後ほどご参照いただければと存じます。

議案第54号に関する説明は以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 それでは、議案第57号「平成30年度塩竈市一般会計補正予

算」のうち環境課にかかわる部分についてご説明いたします。

資料No.15、16、17をご用意願います。

まず、資料№16の補正予算説明書11ページ、12ページをお開き願います。

説明の関係上、歳出予算からご説明させていただきます。

第4款衛生費第2項清掃費第3目清掃施設費についてでございます。今回の歳出補正額は、12ページに記載がありますように、廃棄物適正処理推進費のうち第15節工事請負費に清掃工場改良工事として4,600万円を増額補正しようとするものです。歳出補正額4,600万円の財源内訳についてでございますが、11ページの地方債の欄をごらんください。工事請負費4,600万円に対し75%が起債充当となりますので、3,450万円を地方債として計上し、残り1,150万円が一般財源となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料No.16の3ページ、4ページをお開き願います。3ページの一番下の第21款市債をごらんください。

第21款市債第1項市債第2目衛生債でございますが、第1節の清掃債といたしまして3,450万円を計上しております。これは、先ほどの財源内訳でご説明したとおり地方債として清掃工場改良事業費に充当しようとするものであります。

続きまして、資料No.15の4ページをお開き願います。

第2表、地方債補正についてご説明いたします。

1の変更の表の1行目をごらんください。

一般廃棄物処理事業に係る地方債の補正前限度額は3,600万円でありました。先ほどの歳出 予算の財源内訳、それから歳入予算の市債のところでご説明いたしました清掃工場改良工事 への起債充当分3,450万円を増額し、補正後の限度額を7,050万円に変更しようとするもので ございます。

続きまして、今回の補正予算で行う清掃工場改良工事の内容についてご説明いたします。 資料No.17の41ページをお開き願います。

清掃工場ガス冷却室ケーシング及び耐火物改良工事についてでございます。

1番の概要でありますが、本市清掃工場の耐火物及び機械設備につきましては、毎年定期的 に改良工事を実施いたしまして、その機能維持に努めているところでございます。今回補正 予算に計上いたしました改良工事を行おうとするガス冷却室は、2の現在の状況にあります 写真のように経年劣化により亀裂が生じ、これまで応急補修を実施してまいりましたが、その補修も難しい状況となり、冷却室内の耐火物も剥離、露出する状況がことしの春ごろから生じてきました。このガス冷却室は、ごみ焼却によって生じた高温の排ガス、いわゆる煙を急激に冷やすことでダイオキシン類の発生を抑制する設備でございます。可燃ごみの焼却処理に支障が生じないよう改良工事を実施しようとするものでございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、先ほどご説明しましたとおり、事業費として 4,600万円を計上し、その財源内訳は地方債3,450万円、残り1,150万円は一般財源となります。 4のスケジュールでございますが、補正予算をお認めいただいた際には、10月に契約手続に 入り、11月ごろから施工準備に入っていきます。実際の改良工事への着工は2月ごろを予定 しておりまして、3月には竣工したいと考えております。

一般会計補正予算のうち環境課にかかわる分については以上でございます。よろしくお願い いたします。

- ○志賀委員長 星定住促進課長。
- ○星建設部定住促進課長 それでは、定住促進課関連の一般会計補正予算につきましてご説明いたします。

資料No.16、補正予算説明書の13ページ、14ページをお開き願います。

初めに、歳出につきましてご説明させていただきます。

第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費で、14ページ右側の事業内訳にありますように、建築行政総務費といたしまして846万円の負担金補助及び交付金を計上させていただいてございます。

これは、説明欄記載のとおり、危険ブロック塀等除去費補助金126万円、木造住宅耐震改修 工事助成金600万円、住環境向上助成金120万円を計上させていただいてございます。

次に、財源となります歳入についてご説明させていただきます。

同じ資料No.16の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第4目土木費国庫補助金第1節住宅費補助金に社会資本 整備総合交付金として483万7,000円を計上してございます。

次に、第15款県支出金第2項県補助金第6目土木費県補助金第1節住宅費補助金に木造住宅 耐震改修工事助成事業費として150万円を計上してございます。

それでは、補正予算の事業内容についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.

17の議案資料の42ページをお開き願いたいと存じます。木造住宅耐震改修工事助成事業等について、ごらんいただきたいと存じます。

初めに、1の事業概要についてご説明いたします。

平成29年3月に改定いたしました塩竈市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅耐震改修助成事業及び木造住宅耐震改修工事を促進するための住環境整備事業により、木造住宅に対する耐震化促進に取り組んでおるところでございます。本年度はさらなる強化策といたしまして、助成制度の拡充や広報紙等の周知を実施いたしましたところ、前年同期を上回る申請数となってございます。今後増加が見込まれますので、補正予算を計上させていただいているところでございます。また、本年6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊によりまして小学生等が犠牲になったことを受けまして、通学路沿いにある危険ブロック塀等の除去に要する費用の一部を助成するため補正予算を計上させていただいてございます。

次に、2の事業内容でございますが、まず木造住宅耐震改修工事助成事業でございます。拡充内容につきましては、図にお示しさせていただいておりますように、改正前では補助対象限度額が90万円であったものが125万円へ、補助率は3分の1から5分の4へ、補助限度額は30万円から100万円へそれぞれ拡充がなされてございます。これは、本年度、国の交付金事業の中で、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定した自治体に対し、補助の拡充がなされたことによるものでございます。

なお、現在は10件の申請を受け付けております。今後、件数では6件、金額では600万円を 見込んでございます。

次に、(2)の住環境整備事業は、木造住宅耐震改修工事助成事業とあわせて事業を行った場合に適用するものでございまして、耐震改修工事以外の工事に要する費用に対しまして、その費用の2分の1、限度額20万円を助成するものでございます。これらは木造住宅耐震改修工事助成事業に付随するものでございますので、今後、件数で6件、金額で120万円を見込んでございます。

次に、(3)の危険ブロック塀等除去事業につきましては、通学路沿いにある危険なブロック塀等の除去に要する費用の一部といたしまして1平米当たり4,000円、限度額15万円を助成するものでございます。現在2件の申請がございまして、今後、件数では18件、金額で126万円を見込んでございます。

次に、事業費及び財源でございますが、3にお示しのとおり、(1)の木造住宅耐震改修工事助成事業は600万円、(2)の住環境整備事業は120万円、(3)の危険ブロック除去事業は126万円、合わせまして846万円でございます。これらの財源内訳でございますが、国庫支出金が483万7,000円、県支出金が150万円、一般財源が212万3,000円となってございます。表には各事業の内訳を記載してございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

今後のスケジュールでございますが、予算をお認めいただきましたら、平成31年1月31日までの受け付けとさせていただき、平成31年3月31日までに順次補助金の審査を実施し、助成を行ってまいりたいと考えてございます。

定住促進課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○志賀委員長 星十木課長。
- ○星建設部土木課長 続きまして、土木課関連の一般会計補正予算についてご説明いたします。 恐れ入ります、資料№16、補正予算説明書の13ページ、14ページをお開き願います。 初めに、歳出についてご説明いたします。

第8款土木費第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費で、14ページ右側の事業内訳にありますように、市道整備事業費として1,752万円の工事請負費を計上しております。

次に、財源となる歳入についてご説明いたします。

同じ資料No.16の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金4目土木費国庫補助金に社会資本整備総合交付金として726万円を計上しております。恐れ入ります、同じ資料No.16の5ページ、6ページをお開き願います。第21款市債第1項市債第3目土木債に市道整備事業として920万円の道路橋りょう債を計上しております。

次に、地方債補正についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料No.15、補正予算の 4ページをお開き願います。

第2表地方債補正。1.変更。起債の目的のうち市道整備事業について、補正後の限度額を 2,850万円に変更するものでございます。

それでは、補正予算の事業内容についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No. 17の議案資料の43ページをお開き願います。

初めに、今回工事を行う市道新浜町泉沢線の位置でございますが、資料下にお示ししていますとおり、この工事箇所のとおり、杉の入小学校の東部の2カ所となっております。

続きまして、1の事業概要についてご説明いたします。

経年による舗装版、いわゆる路面でございますが、こちらの劣化が顕著となっている市道に おいて、国の社会資本整備総合交付金を活用し、舗装の修繕を計画的に進めております。今 回、市道新浜町泉沢線の杉の入地区で舗装修繕を行い、安全で円滑な道路環境の保全を図っ てまいります。

次に、2の事業内容でありますが、延長Lイコール200メートル、車道幅員6から8.5メートルで、車道部の舗装と区画線の修繕を行ってまいります。

3の事業費及び財源内訳については、事業費1,752万円で、そのうち国庫支出金として社会 資本整備総合交付金が726万円、地方債が920万円、一般財源が106万円となっております。

4のスケジュールでございますが、予算をお認めいただきましたなら、10月から発注準備を 進め、年度内の竣工を目指してまいります。

土木課からは以上となります。よろしくお願いいたします。

- ○志賀委員長 関下水道課長。
- ○関建設部下水道課長 それでは、議案第57号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち下 水道課所管に係る部分につきましてご説明いたします。

資料No.16、平成30年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書、13ページ、14ページをお開き願います。

説明の関係上、歳出からご説明させていただきます。

第8款土木費でございます。第8款土木費第5項都市計画費第4目下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金5億841万6,000円を減額とするものでございます。

次に、歳入でございますが、同じ資料No.16の3ページ、4ページをお開き願います。

繰出金の減額に伴いまして、第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税のうち、 右側の説明欄にございます震災復興特別交付税で1億4,000万円、次に第18款繰入金第1項基 金繰入金第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金、右側の説明欄の下水道事業特別会計へ の繰出金、そちらで3億7,500万円をそれぞれ減額補正するものであります。

下水道事業の一般会計に関する部分につきましては以上でございます。

引き続きまして、議案第59号「平成30年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」についてご 説明いたします。

資料No.17、第3回市議会定例会議案資料の47ページをお開き願います。

越の浦地区下水道整備事業について、ご説明いたします。

まず1の事業概要でございますが、越の浦地区では、これまで内水排除機能強化のために復興交付金を活用しまして、雨水ポンプ場、放流渠の整備を進めてまいりました。これらの事業に引き続き流入渠の整備を行うために、平成30年度当初予算におきまして事業費を計上しておりましたが、JR東日本との協議、それと詳細設計がまとまりまして、工期が2カ年にわたることになったことから、平成30年度分の事業費につきましては現年度予算から減額いたしまして、平成31年度に債務負担行為へ組み替えするというものであります。

2の事業内容でございます。工事期間は平成30年度から31年度の2カ年、工事内容につきましては、水路幅7.3メートルから9メートルの流入渠をダブル踏切から越の浦調整池まで延長822.6メートルを整備するものであります。

3の事業費及び財源内訳につきましては、補正前7億2,100万円を補正後2億600万円、5億1,500万円の減額となりまして、その財源の内訳は表のとおりその他といたしまして復興交付金からの繰入金3億7,500万円を減額、一般財源1億4,000万円の減額、こちらは震災復興特別交付税となります。

4の事業費及び財源内訳、債務負担行為の説明につきましては、各財源ともに今お話しした 3の現年度予算の分と同じ予算を活用いたしたいと思っております。

5のスケジュールについてでございますが、今定例会でご承認いただきましたら、速やかに 10月には契約手続を開始しまして、仮契約できましたら、次回の12月定例会におきまして、 契約案件として提案させていただきたいと考えております。その後、1月には工事に着手しまして、平成32年3月の竣工を予定しております。

次に、歳入歳出についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料No.16にお戻りいただきまして、32ページ、33ページをお開き願います。

説明の関係上、歳出からご説明させていただきます。

第1款総務費でございます。第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費を658万4,000 円の増額補正として計上するものでございます。内訳は職員人件費でございます。

次に、34ページ、35ページをお開き願います。

第5款復興事業費でございます。第5款復興事業費第1項復興事業費第1目復興交付金事業費としまして、事業の進捗状況などを考慮いたしまして5億1,500万円を減額し、7億5,768

万5,000円とするものであります。事業内訳につきましては、全て越の浦地区下水道事業となっております。主な減額としましては第15節工事請負費5億円でございます。

続きまして、歳入でございますが、同じ資料No.16、戻りまして、30ページ、31ページをお開き願います。

第4款繰入金でございます。第4款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金としまして5億841万6,000円を減額し、20億6,646万7,000円とするものであります。先ほどご説明させていただきました一般会計補正予算の歳出第8款土木費第5項都市計画費第4目下水道費の繰出金と同額となっております。

続きまして、債務負担行為補正につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料 No.15、塩竈市一般会計・特別会計補正予算の11ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の1の追加でございますが、越の浦地区下水道整備事業(30年度)を追加いたしまして、今回減額いたしました5億1,500万円について、平成31年度までの期間として債務負担行為の限度額を設定するものであります。

下水道事業特別会計補正予算に係る説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

- ○志賀委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。菅原委員。
- ○菅原委員 それでは、私から何点か質疑をして確認させていただきたいと思います。

議案第57号、資料No.17を使って確認させていただきます。41ページの清掃工場ガス冷却室ケーシング及び耐火物の改修工事について、何点か質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先般、山本議員が総括質疑をされておりましたけれども、大体のおおむねの内容につきましてはある程度理解いたしました。そこでもう一度、再度確認させていただきたいんですが、今回の工事期間でございますけれども、現在の状況を見ますと、本当にこの亀裂を見ますと緊急を要するのかなと私は思っております。その中で、先ほどの説明では2月ごろから工事を進めるということなんですけれども、それをとめてから今後委託されると思われるんですけれども、その委託の期間というのはいつからなんでしょうか。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 まず今回のガス冷却室、工事に着工するのが2月ごろから3 月ごろまで、大体1カ月ちょっとというような期間になります。その期間は宮城東部衛生処

理組合に委託する、焼却処理を委託するという形になりますが、この期間、大体同じ期間、 1カ月ちょっとの期間、宮城東部衛生処理組合に委託するという内容でございます。

- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 わかりました。ということは、工事と一緒にそのタイミングで委託されるということで、先般の総括質疑で市長が言っていましたけれども、約880トンぐらい、おおむねですね、出るんじゃないかなという想定をされていることでお聞きいたしました。

そこで、今回のその冷却室なんですけれども、ガス冷却室というのはどのような構造になってこのような亀裂が発生されたのかというのは先ほどお聞きいたしましたけれども、これは鉄の部分だと思うんですけれども、その中に、先ほど、耐火類が多分入っているかなと思うんですけれども、強度に関してはこれはどのぐらいの強度で、どのぐらいのスパンで補修がされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 まずこのガス冷却室でございますけれども、大体11メートルぐらいの高さのタンク状になったものになります。平成14年にこのガス冷却室を設置しているわけなんですけれども、その後、平成27年にやはりこのタンクの上部の部分、劣化が進んでおりましたので、その部分の更新を、上の部分の更新をかけています。そのときには13年ぐらい冷却室自体は使っていたというような形になります。耐用年数からすれば大体7年というような形になりますけれども、十数年ぐらい使用してきたというような形になります。今回、下の部分になりますけれども、この部分については平成27年度に改修しなかった部分の更新という形になります。以上でございます。
- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 実は私も、この亀裂を見ますとここの部分だけではないんじゃないかなということで、ちょっと現場を拝見させていただきました。やはり部分的には、層になっているんですけれども、上の段が平成14年には直したということでありますけれども、その下の部分のところが亀裂が激しいということで今回修復されるわけですけれども、このような状態で、鉄の部分で7年間の工事をやるとなるとまたこの予算がまた発生するわけなんですけれども、この鉄というのは、私は余り詳しくはないんですけれども、蒸気を噴射で冷却していくんですけれども、その場合にやはり鉄というのが妥当なのかなという部分が、一般的には私はステンレスが思い浮かぶわけでもないんですけれども、そういった部分で、ステンレスは高い

ものですから、それでも大体3倍ぐらいになると思いますけれども、そういう検討なんかは なされておるのでしょうか。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 まずガス冷却室の材質ですけれども、現在、鉄製の鉄板をタンク状にしているような形になります。これをステンレスにかえるとなりますとやはり高額なタンクになってしまうというようなことになるかと思います。この冷却室、鉄板自体は6ミリくらいの鉄板になりますけれども、その内部に大体30センチぐらいの耐火物が付設されております。ですので、直接的には高温の蒸気というか、煙が鉄板に対して影響するということは通常はないわけなんですけれども、そういったことから考えますと、ステンレスにかえるよりはやはり鉄のままでも十分もつのかなというようなことで考えております。

以上でございます。

- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 わかりました。この辺は判断でございますのであれですけれども、高額になるということでございますので、試算されていると思います。

そういった意味で、本当に今回は緊急を要するような事態で、塩竈市清掃工場の稼働というのは24時間稼働しているわけでありまして、1 炉しかないと思います。そして今回、委託先が宮城東部衛生処理組合ということでございますので、今後やはり早急に広域連携という部分で組合の統合というのもあるものかなという部分が上がっております。この辺は先般の総括質疑でお話をお聞きしたので触れませんけれども、今後のことを考えますと、いい炉であれば次の段階で焼却できると思いますけれども、今後ぜひとも検討していただきたいと、早急に検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、同じ資料No.17の43ページ、市道整備事業を確認させていただきたいと思います。

今回、市道新浜町泉沢線、舗装版の劣化が激しいということで舗装の修繕を行うわけでございますけれども、道路の状況を、私もあそこをたまに通るんですけれども、確認させていただきましたら、やはり凹凸があって、多分修復がされるのかなと思いますけれども、全体的に塩竈を見ますと凹凸というのはかなり劣化激しいところもふえているわけでございますけれども、なぜこの箇所が今回の修復に当たったのか、確認させていただきたいと思います。

○志賀委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

市内の路面の状況につきましては、平成26年度に市道の路面性状調査を行っております。その調査におきましては、路面のわだち掘れや亀裂率などとして客観的な数値をあらわしてその評価をしております。それで、その評価に基づきまして、よろしくない舗装から修繕を行っているということになっております。それで、平成29年度におきましては塩釜駅前の大通線、桜ヶ丘東、玉川町線をさせていただきまして、今回はこちらの新浜町泉沢線の分について施工させていただきたいということでお願いしているところでございます。以上です。

- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 わかりました。調査、評価した上での順として今回この修復という形で工事を行う ということでございます。

そこで、この箇所もちょっと見させていただいたんですけれども、やはり修復の跡があるわけなんですよ。そうすると、前の工事で、何らかの工事で修復があったとなった場合に、アスファルトに戻すわけなんですけれども、その盛りの部分で段差が生じているというのが、個々に塩竈市を見ますと多いわけなんですよ。そうしますと、その修復のために、行政としては、内容的には行政でやる場合の工事、また一般の引き込み線などが市道にかかっているのでそれを工事する場合と、さまざまな市道の工事がされるわけなんですけれども、それに対しての最終的な終わった工事の中で調査といいますか、チェックされているのかお聞きしたいと思います。

- ○志賀委員長 星土木課長。
- ○星建設部土木課長 お答えいたします。

工事の修復後の検査ですけれども、市でやっている工事につきましては、監督員の確認のもと竣工検査を行い、確認をさせていただきまして、その後、現場的に段差とか生じている場合は、瑕疵担保の中で業者に補修とか行っていただいたりする場合がございます。また、先ほどの占用ということで民間の方がやられている場合につきましても、最終的に完了届ということで提出していただき、それを確認した後、受け取るというようなものとなっております。その後、経年により下がっている分については、通常の我々の道路維持の中で補修等を対応させていただいているところでございます。以上となります。

- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 といいますと、やはり行政が最終的に直していくという形で、またそういうところ

を修復しなくちゃいけない市道の部分がまたふえていくんじゃないかなという部分があると思いますので、できれば一般の業者も前もって修復は平らな状態に保っていただきたいということの方法が必要じゃないかなという部分が私はちょっと考えられますけれども、多分申請の中で、今回市道を工事しますよということで申請あった時点で話し合いも多分できるかなと思いますので、ぜひともその辺の指導のほうもよろしくお願いしたいと思いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- ○志賀委員長 ほかにご発言はございませんか。伊勢委員。
- ○伊勢委員 先ほど菅原委員が質疑をしたところと同じ41ページのところ、ちょっと確認をさせてください。

1つは、全体のガス冷却室の亀裂がかなり深刻だというのはこの図面を見てわかりました。 毎年、業者に補修をかけて5,000万円ぐらいかけているんですが、それは本体のほうの工事で あって、今回の冷却施設とはまた別物と捉えてよろしいでしょうか。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、毎年当初予算におきまして4,800万円ぐらいの予算を 組ませていただきまして、改良工事に取り組んでおります。今年度当初予算で組んだ4,800万 円の部分につきましては、そのほかにも改良工事を行う部分がございましたので、その部分 とは別に、今回ガス冷却室の部分につきましては補正予算を組んで対応させていただくとい うことでございます。以上でございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると年度当初で4,800万円、今回で4,600万円ですから、ざっと9,000万円ぐらいの投資がかかっちゃうとなるわけですよね。市民にとっては毎日安全に出せる清掃工場があるのは非常に助かるなとは思うんです。そういうことも含めて、今回はダイオキシン対策のための、それに対処するための工事だったと思いますが、そうすると先ほどの平成17年、13年間と言いましたが、今回の工事をもってどのぐらいの耐用年数になるのか、ちょっと確認だけさせてください。
- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 耐用年数自体は、焼却施設の部分につきましてはこれまでご 回答しておりますように大体7年でございます。今回改修することによってどれぐらいもつ のかということなんでしょうけれども、その部分についてはこれまでも10年ぐらいはもって

きているということになりますので、ある程度、その程度の使用は可能になるのかなという ことでは考えております。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。10年ぐらいの耐用ができるだろうと。あとはいろいろなごみの出し方、燃やし方の関係で変化すると思うんですね。今回、緊急処理、緊急的なものなので、それはやむを得ずということでの対処方なので了解はするところです。

あと2点ほど確認させていただきたいんですが、1カ月ほど宮城東部衛生処理組合にごみを持っていくということですけれども、これは燃やせるごみですよね。その際、宮城東部衛生処理組合の出し方と塩竈市との出し方で違いがあるのかなと、ちょっと私の認識、捉え方が不十分だったら申しわけないんですが、そこも含めて大丈夫なのかどうか。宮城東部衛生処理組合で搬入するのは、たしか違っていたような気もするので、そのトラブルがないような対処の仕方になるのかどうか最初確認させてください。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 燃やせるごみの出し方につきましては、塩竈市と宮城東部衛生処理組合と相互にやりとりする関係もございましたので、出し方は全て統一してございます。

以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると燃やせるごみは一緒で大丈夫だということですね。わかりました。

あと、こういった市民生活にとって欠くことのできないこういった清掃工場なんですが、わずか1カ月といっても、何というんですかね、市民への周知といいますか、そこら辺、例えば、もうちょっとごみの量を減らすというのはおかしいけれども、そうもいかんでしょうから、実はこういうことで劣化していて、今後やはりこういう改修なり対応していきたいんですというそういった市民への周知方は考えているのかどうか、この際ですからお聞きしたいと思います。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 これまでも毎年改修工事は実施しておりまして、大体1カ月間ぐらいは塩竈市の清掃工場の火をとめまして、宮城東部衛生処理組合にお願いをさせていただいているというような状況は変わりませんので、その辺の周知というのは特に考えては

いなかったところでございます。以上です。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました、1カ月間なのでと。

そうは言っても、やはり今後丁寧に使っていくことになるのかなと思いますので、一つその辺は、今の清掃工場の現状というのかな、よくつかんでもらう必要があると思うんですね。たしか出前講座でも、環境計画の中に、基本計画かな、市の環境計画の中にも「出前講座をしますよ」というようなことでいろいろ市民へのアピール、周知度というのをやっていたんですが、そういうことも含めて市のそういった環境面での市民へのPR、広報というのはどんなふうに今後対処していくのか、関連でお聞きしたいと思います。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 まず環境基本計画に基づくごみ処理の対策ということでございますけれども、市民への周知ということで、広報の11月号に向けてごみ処理に関する特集を載せるような形で考えておりましたので、そういったことも含めて周知していきたいと考えております。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。11月号の広報でお知らせをするということですので、これはやはり きちんとごみの出し方、対処も含めてしっかり周知していただければなお幸いかなと思いま す。これはこれで終わりたいと思います。

あと、先ほど道路の関係で、菅原委員も現場を見たようなので、私はちょっと別な視点から お聞きしたいんですが、先ほど平成26年の調査があったというのはわかりました。それで、 市道の関係でどのぐらいのそういった調査、路面状況などが全般としてはどうなっているの か、わかる範囲で教えていただければと思います。

- ○志賀委員長 星十木課長。
- ○星建設部土木課長 市道の部分について、平成26年度、路面性状調査を行ったとお話ししましたけれども、市道の部分の管理道路を含めない165キロほど市道ありますけれども、そちら全て調査しております。それで、調査を行ったところですけれども、結果は今手元にないんですけれども、その後さまざまな事業を活用し、特に社会資本整備総合交付金ですけれども、そちらを活用して整備は順調に進んでいるところでございます。以上でございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。

- ○伊勢委員 わかりました。165キロはわかりましたけれども、いわばその平成26年に調査をして、先ほど菅原委員への答弁でも平成29年からやっていらっしゃると。そうすると、大ざっぱでいいんですけれども、どのぐらいの路線で、今後の計画なりそこら辺はどうなのかなというのをお聞きしたかったんですね。
- ○志賀委員長 星土木課長。
- ○星建設部土木課長 今現在の計画をお話しいたしますと、社会資本整備総合交付金の事業の中身では、同じ新浜町泉沢線で、今回杉の入工区をやる予定でございますが、清水沢工区とか一部松陽台の工区、先ほどの数値上よろしくないような数値が出ていますので、今後そちらの路線について整備していきたいという考えを持っております。以上でございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると新浜町泉沢線の清水沢工区とか松陽台区内のところですが、そうすると 調査、165キロ調査しました、それはわかりました。そうすると、そういったものを整備する ことによっておよそどのぐらいの補修、調査の関係での割合、これをやればこのぐらいまで 大体整備されますよというそこら辺はどうなんですか。
- ○志賀委員長 星土木課長。
- ○星建設部土木課長 お答えいたします。

今回の東日本大震災の関係で、浸水部分につきましては災害復旧等のさまざまな事業を活用し舗装の修繕が行われたという結果がございます。それで、今申し上げるように浸水地以外の山間部のところについて計画的に行っておりますが、ちょっと申しわけございません、数字的なものは今ございませんが、市道の路面状況については、浸水部についてはほぼ終わっていますが、山間部について今後計画的にやっていきたいということでございます。

以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。そういう2つに分けて、災害対応での復旧あるいは山間部ということでの社会資本整備というんですか、そういうものを活用してというのは理解しました。

あと条例の関係だけ確認をさせてください、よくわからないところもあるので。

資料No.17の6ページのところで塩竈市建築基準条例の一部改正と。私もちょっと不勉強なのかなと思うんですが、建築審査会というのは、市道との関係でいろいろ何といいますか、そういう認定ということなんですが、これは国なのか県なのか、それとも塩竈市にもそういっ

た同様の組織、審査会なのか、ちょっとその辺だけ教えていただければと思います。

- ○志賀委員長 星定住促進課長。
- ○星建設部定住促進課長 お答えさせていただきます。

建築審査会につきましては、塩竈市建築審査会ということで、塩竈市の条例に基づく審査委員ということで、5名の方に審査委員になっていただいているという状況でございます。 以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。市の建築審査会ね。

そうするとこれは、例えば個人のうちを建てます。市道との関係で2メートル以上ですか、接しなければならないと。これを1件1件、例えば建築申請をした際には全部ここで案件としてかけてやっていくということなのかどうか、その辺わからないので教えてください。

- ○志賀委員長 星定住促進課長。
- ○星建設部定住促進課長 お答えいたします。

こちらの文言で「道路に2メートル以上接しなければならない」と改正の内容に書かせていただいておりますように、基本的には道路に2メートル以上接した部分につきましては建築 審査会の同意とかそういったものは必要となりません。

ちなみに、そういった案件につきましては、昨年、平成29年度で1件とかそういった形で、 ない年もございまして、かなりこのケースというのはまれでございまして、余り件数がない というような状況になっております。以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。市にもあって、そういった案件は平成29年度は1件ぐらいというと ころで、了解をしました。

それから、下のほうの仮設興行場等の建築申請というところで新設のようですが、これは例えば具体的に、何ですかね、例えば仮設なので、1年、そういった仮設をつくった場合には撤去するのかなということですが、例えば具体的には、何というんだろう、プレハブを建てます、仮設店舗をどこかにつくります、そういうことの対処方での手数料の関係なんでしょうか。

- ○志賀委員長 星定住促進課長。
- ○星建設部定住促進課長 お答えいたします。

基本的には、例えばなんですけれども、工場の建てかえを行う際に、仮設の工場をとりあえずつくらせていただいて、本設の工場をつくるとかそういった場合の一時的に使用する仮設の建築物というような形で、これまで許可ということで1年未満でございました。今回は、オリンピックなどそういったものも想定した法の改正がございましたので、1年を超えた場合、今回新設の手数料の設定をさせていただくというような内容になってございます。以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。そういうことは了解しました。

あと下水道の関係で資料No.17の47ページのところで、越の浦地区下水道整備事業ということで書かれております。そうすると、先ほどのスケジュール等々で10月に契約案件、12月ですか、定例会に出しますという方向ですが、そうすると、およそJRとの話し合いがついて、設計もほぼ、何といいますか、でき上がったということで、そうすると大体ダブル踏切からあそこのポンプ場までの水路工事なんかはほぼこれで完了するのかどうか。いやもうちょっと債務負担行為、次の変更があるのでということで、そこら辺の考え方、対処方だけイメージ的に教えてください。

- ○志賀委員長 関下水道課長。
- ○関建設部下水道課長 お答えいたします。

この越の浦地区下水道事業の流入渠につきましては、昨年度から設計を開始しておりまして、設計と同時にJR東日本との協議を進めてまいりました。8月末にJRには正式に協議書ということで提出しまして、その回答の見込みが約1カ月ぐらいということですので、今月末か10月の頭にはJRとの協議もまとまると考えております。

それで、後段の質問ですけれども、今回12月に提案させていただこうと思っている工事で、 一応ダブル踏切から越の浦の調整池までの全ての工事を発注したいと考えております。 以上でございます。 (「終わります」の声あり)

- ○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。伊藤委員。
- ○伊藤委員 私からも、議案第54号、第57号、第59号につきまして幾つか質問をさせていただき たいと思います。まず資料№17を基本的には使いながら質疑をさせていただきたいと思って おります。

まず41ページの清掃工場の件からお伺いをさせていただきたいと思います。

これにつきましては、うちの会派で一貫して調査研究しているものですから、それの流れの中で、たしか予算審査の中で土見議員から、どうも宮城東部衛生処理組合が改築から延命化という方向の計画がホームページに出ていますよということでご指摘をまず1点させていただきました。それを受けて今回、山本議員からも質問をさせていただいて、市長からどうもそういう話だというのが出てきたんだと思うんですね、答弁のほうで。それを受けて私ども会派でも相談したんですが、結果的に今回が最大のチャンスであると思って見ている。それは、延命化する中で、広域化という、参入させていただけるということであれば助かる話であり、これがもしだめだと塩竈市も延命化をせざるを得ない。大規模改修をした上で将来の改築時に改めてという話になるんだと思うんですけれども、その辺のところ、私どもの会派としては、市長に、それから副市長、市民総務部、全庁を挙げてこれについてはぜひ広域的な組合に参加できるように協議を進めていただきたいという思いがこの間の総括も含めてあった内容だと思いますので、その辺を改めて、覚悟はこの間聞いたつもりですけれども、改めて市長の判断を聞かせていただければと思うんですが。

- ○志賀委員 佐藤市長。
- ○佐藤市長 清掃工場に関連いたしまして、相手方の処分量、そして清掃工場について今後の見通しというお尋ねであったかと思います。

6月定例会のときにも、宮城東部衛生処理組合では両施設とも延命化を図りそうな動きがありますということについては、議会の中でも私からいろいろ提供させていただいたものと思っております。その後も継続的なお話し合いをさせていただいております。

ただ、恐らく今後の問題でありますが、安定型の処分場については一定の容量がございます ので、そういったところに塩竈市がぜひ参画をさせていただきたいということについてはか なりご理解をいただけるものかなと思っております。

一方、焼却施設でありますが、今の宮城東部衛生処理組合については一市三町、多賀城、七ヶ浜、松島、利府、そうですね、一市三町の方々のごみを処理できる量であるわけであります。延命化ということについては当然能力のアップというのは入っていないわけでありますので、我々も再三、ぜひこの機会に焼却施設、それから処分場とも参加をさせていただきたいということは再三お願いをさせていただいておりますが、もう既に2回ぐらい、担当職員レベルの話をさせていただいておりますが、宮城東部衛生処理組合としては焼却場については延命化ということで、能力アップを図るということではない、そういった部分について塩

竈市がどのような形で参画をできるかということについては引き続き検討させていただきた いというのが現状であります。

今後も、我々もこの機会にぜひ宮城東部衛生処理組合の会員にということでなお努力はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

- ○志賀委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 ありがとうございます。この件の難しさというのは知っているつもりでおります。 ぜひ市長が進められていることを応援したいと思うんです。ですから、逐次議会にもある程 度情報提供いただければ、議会もそれぞれ広域的なグループがあったりとか、応援できるチ ームづくり、そういうのは必要だと思いますので、そこはこれからも情報を共有しながらや っていければと思っておりますので、今後ともご努力をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第59号、ちょっと順番はあれなんですが、ちょっと教えてもらいたいんですけれども、資料No.17の47ページですね、議案第59号、資料でいきますと、この事業そのものについては議会でもいろいろ質問があったりして、市長を含めて当局としてもその必要性を認めながらこうやって事業化に向けてご努力をいただいていることには感謝申し上げるところでございます。それで、工期が2カ年にわたるということで債務負担行為をとるということまでも理解しているところでございます。それで、ちょっと細かいことですが、教えてください。

1つ、震災復興特別交付税が減額ということになりますよね、今回。そうすると交付税ですから来るわけですよね。事業そのものは一応債務負担ということですから継続していますので、そうするとこれは、交付税はあれですか、減額した分というのは基金に回るということでいいんですか。その確認を1点させてください。

- ○志賀委員長 末永財政課長。
- ○末永市民総務部財政課長 交付税のご質疑ですので私から回答させていただきます。

基金に積む動きというのは復興交付金のほうでございまして、震災復興特別交付税というのは事業化されたときに交付されるというものでございます。この1億4,000万円については、正直、今どういう処理になっているか担当じゃないのでわからないんですけれども、通常ですと一旦もらった場合には翌年度精算を、相殺されます。つまり平成31年度側のほうで本来1億4,000万円をもらうのをもらわないで相殺されるという処理になります。もしくは、もらってないのであれば予算を減額するだけですのでそのまま、平成31年度に新たに1億4,000万

円を交付されるというような形になりますので、基金に一旦積むとかという動きは一切しない状況になります。以上です。

- ○志賀委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 もう1点教えていただきたいんですけれども、今回この減額に伴って、工事の減額 に伴って、資料No.16の34、35ページで事業費が減額になっているので、人件費があわせて減 額になるんですね。それで、それを今度前のページの32、33ページで、一般財源でその人件 費を賄うというふうに変わっています。それで何が言いたいかというと、これだけなかなか 税収、今はまだ復興交付金、いろいろなものがある、復興関係の事業関係の収入があるので まだ会計としては大きいんだけれども、要は、これも市長が前に言っていたと思うんですけ れども、やはり「出るを制して入るをはかる」というのが今も昔もこれからもやはり財政を つかさどる部分ではとっても大切だと思う。その中でやはり人件費というのは大きなウエー ト、民間企業でもこの人件費というのは相当考えていかなきゃいけないところで、これは多 分これまでもこういう予算書には出てきているとは思うんだけれども、これがこうやって一 般財源で払う、人はかわらないわけですから、誰か1人か2人分の人件費がここにやってく るわけですから、これが一般財源に振り分けられるということは当初の予算も、要は人件 費、一般財源に占める割合とか、もともとこれは事業の中で人件費を割り振るとかいろいろ 考えながらやってきたと思うんだけれども、そういうのはこういうのが出た場合に財政当局 を含めて何か検討しながらこういう結果を出して、当年度の収支見通しなり会計は大丈夫だ という判断の中でやっていくものなのか、その辺ちょっと教えてもらいたいと思うんですけ れども。
- ○志賀委員長 末永財政課長。
- ○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず前段、今回人件費がなぜ増になったかという構造をまず説明したいと思います。

復旧復興事業に限らず、補助事業を実施するに当たっては、いわゆる支弁人件費と言われているもので、事業費の一定割合、何%、数%なんですけれども、その分の人件費を充当することができるというルールになっています。復旧復興事業が非常に膨大になっている中で、下水道事業、実はこれまで本来一般財源で負担すべき人件費を復旧復興事業の中で負担できてきたという実態がございます。今回その事業費が年度途中で減額になったことによって、そこで当初見ていた事業費の中の人件費が要は押し出されてしまったんですね、事業費が減

りましたから。それで第1款のほうで人件費が増額になってしまったということがあります。ただし、これは債務負担で来年この事業をこの分やりますから、そっち側で今度新たに 人件費が持たれることになりますから、2カ年を考えれば実は同じという構造になります。

あと、ご質疑の人件費の考え方ですが、今申しましたとおり復旧復興事業があるので、人件費が表面上は下水道というのは実はかなり低くなっている、抑えられている状況がございます。収支見通しではもちろんそういった形で数字が出されているんですけれども、当然こういう事業が落ちついてくるに当たってはやはり従前の震災前の状況での1款における下水の人件費というのは非常に際立ってくるだろうと。これは現実的な話になるかと思います。

○志賀委員長 伊藤委員。

以上でございます。

○伊藤委員 ありがとうございました。ご教授いただきまして、感謝申し上げたいところでございます。そういうことで、やはり真剣に考えながら、今後の計画づくり、また事業執行に当たっては検討いただければと思うところでございます。

戻りまして、資料No.17の42ページ、木造住宅耐震改修工事助成事業につきまして、質疑というか、これはどうもちまたでいろいろ調査とかやっていらっしゃるようで、そういった中で対応が大変丁寧に、昼間、自宅にいるのは高齢者が多いもんですから、そういう方々に対して大変丁寧に事業が行われているということで、住民の皆さんからお褒めの言葉を頂戴したので、これは御礼を申し上げたいと思います。今後ともそういうふうに取り組んでいただければと思うところでございます。

次に、隣の43ページの市道整備事業、社会資本総合整備事業につきましては、各委員からお 伺いしましたのでわかったところですが、できれば、舗装修繕する際に、やはり交通安全対 策のような、歩行者への注意喚起だったりとかそういう、やるのであれば、どうせだった ら、路面がきれいになるだけではなくて、そういう追加的な効果というんですかね、そうい ったものも事業計画の中に入れていくと住民へのサービスというか、税の再配分という意味 ではより効果的な事業になるんじゃないかなと思ったもんですから、その辺の考え方をちょ っと伺いたいなと思ったんですが。

- ○志賀委員長 星土木課長。
- ○星建設部土木課長 お答えいたします。

こちらの舗装の修繕を行うときに安全対策もあわせてというご質問でございます。それで、

一応毎年交通安全のパトロールということで、教育関係の方と土木課、あと警察の人たちと年1回、パトロールを行っておりまして、そこでの問題点、課題などについて協議させていただいておりまして、その中で必要となったものについてはそういった交通安全対策の表示とか看板とかそういったものを検討してまいりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。以上でございます。

- ○志賀委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 努力されているのは理解していますので、よろしくお願いしたいところですが、防犯協会の方とかそれから学校の方とかいろいろな関係者の方々が、さかえ保育園の上の急傾斜でしたか、崖の対策なさったよね、あれをやってもらったときに言ってらっしゃったことは、「私たちが要望したことが実現した」という表現を使うんだよね。やはり今、学校関係者、それから防犯協会を含めていろいろ関係機関と調査していったときに、やはり一つつ実現していくことが住民参加という視点でもとっても重要な話だと思うので、やはりそういったところは今後とも事業の実施に当たっては十分考慮しながらやっていっていただきたいと思うんですが、いかがですか、部長。
- ○志賀委員長 佐藤建設部長。
- ○佐藤建設部長 前段は土木課長が述べさせていただきましたとおり、交通安全施設等について は地元の方々と点検等やりながら毎年計画的に整備をしております。

それ以外の整備路線についても、いろいろと地元町内会から要望ある部分について、例えば 大規模になるような部分、例えば今のおっしゃるようなケースなんかは、今年度予定してい るのは例えば新富町のコンビニエンスストアのところからのり面の整備なんかも予定してい ますけれども、そういったものについても地元の声を聞きながら、できるものを、事業費、 どういった形で事業計画をするか、そういったことも計画しながら対応していきたいと思っ ておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

- ○志賀委員長 ほかにご発言は。志子田委員。
- ○志子田委員 私からも何点かお尋ねいたします。

最初に資料No.17の42ページで、木造住宅耐震改修工事の助成事業についてお聞きします。

今回、大分補助率がアップになったので、申請者がふえて、そして今回の補正予算という流れになってきたんじゃないかと思うんですが、最初に、昨年度の実績というのは、今までの補助率の場合だとこのぐらいだ、そして今回こうなったということを聞くと、よくその辺の

今回の補正に上がった理由がわかるので、実績、前回の実績を教えてください。

- ○志賀委員長 星定住促進課長。
- ○星建設部定住促進課長 お答えいたします。

昨年度、木造住宅耐震改修工事助成金の件数でございますが、5件でございました。住環境 整備事業につきましては実績的には2件ということでございます。以上でございます。

- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 ちなみに、危険ブロックのほうも引き続きの事業だと思うんだけれども、そっち のほうの実績も教えてください。
- ○志賀委員長 星定住促進課長。
- ○星建設部定住促進課長 お答えいたします。

平成29年度の危険ブロック塀の除去事業の件数でございますが、昨年はゼロ件でございました。以上でございます。

- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 そういうことで、やはり補助率、今回大幅に上げていただいたので、大分件数が ふえてきたんじゃないかなと。そして、この予算がとれる期間のうちに、該当するところを 市内全部、制度を利用して改修なりやっていただければ、予算のとれる間でどんどん進めて もらって、あとそういうところがなくなって、またこういう率で来なくなるところまでこう いった事業を進めてもらえばなと思います。

この住宅助成事業ばっかりじゃなくて、私道の整備とかほかのところもあるんですけれど も、申請件数が少ないところはどうも補助率が少なくてなかなか申請が来ないというところ もあるんじゃないかなと思ってここのところを質問させていただきました。この事業を有効 に活用していっぱい進めてもらいたいと思います。

それから、議案第59号の下水道のことで聞きたいんですけれども、資料No.17の47ページ、越の浦の詳細設計がまとまったということで、今回このような振り分けになって減額補正になったということでございますけれども、この事業の減額5億円が今回の9月補正の金額としてはこのことが一番大きな金額になるので、一般会計もそのための繰出金も減ったということで、この事業の減額が全体の金額の主なるものを占めているということなので聞きたいと思います。

それで、詳細設計がまとまって、工期が2カ年にわたることになったためということなんで

すけれども、多分これは最初から予定されていた事業じゃないかなと思うんですけれども、 急に1年でことし終わらせるつもりがどうしても2年になったということなのか、あるいは 予定外でどうしても2年なり延び延びになってしまったということになったのか、その辺の ことだけお聞かせ願いたいと思います。

- ○志賀委員長 関下水道課長。
- ○関建設部下水道課長 お答えいたします。

これは先ほどもお話しさせていただいたんですが、本年、平成30年度の当初予算で7億円ほど予算をお認めいただいたんですけれども、JRとの協議が長引きまして、それに伴いまして発注時期が当初よりも数カ月おくれてしまったということもありまして、工期自体は15カ月間と見込んでおったんですが、繰り越し等で事業を行いますとまた事故繰りですとか3カ年にまたがってしまうおそれもありますことから、今回1月からの着手になりますと15カ月でちょうど平成32年3月ということで、まずその辺の微妙なところもありましたので、今回は債務負担行為をとらせていただいて万が一にも備えるということで工期の設定をさせていただいております。以上です。

- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 かなりいろいろ工夫してもらって事業を進めてもらっているのはわかりましたので、ありがとうございます。
- ○志賀委員長 ほかにご発言はございませんか。伊勢委員。
- ○伊勢委員 志子田委員が前段質疑した関連でお聞きしたいんですね、同じ資料No.17の42ページ。

95%の木造住宅耐震工事、昭和51年以前の建物ですかね、建築基準法改正前のところですが、前段、産業建設常任委員協議会でお聞きしたんですけれども、ここまでの到達なのか、ちょっとその辺の、昨年のやつはわかりましたので、全体として割合として、今回のいわば改善策が提案されていますが、今現在でのそこら辺の到達状況などを教えてください。

- ○志賀委員長 星定住促進課長。
- ○星建設部定住促進課長 耐震化率のご質問かと思ってございます。耐震化の部分で寄与している部分は、今回ご提案させていただいてございます補助制度、これ以外にも昭和56年建築以前の建物につきましても、ご自分で解体して新築をつくる方、あるいは建てないで更地にしてしまうといった方もございます。そういった部分で、耐震化率につきましては、毎年、毎

年といいますか、5年置きに実施いたしております住宅土地統計調査の数値を用いまして耐 震化率を出させていただいてございます。そういった中で、現状を分析した中で毎年主要施 策の成果にも耐震化率を計上させていただいておるんですが、今年度は93%を見込んでおり ますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。93%見込みということで確認をいたしました。

それから、下のほうの危険ブロック解体、除却工事ですね、これはこれで理解します。さき の地震での痛ましい事故を含めてのこういった対処方は理解するところです。

除却はしたけれども、例えばそれにかわるフェンスをつくるとか、ブロックはもうだめでしょうから、安全策としてはフェンスが一番いいのかなと思うんですが、そこら辺の対処方、考え方、こういう制度もありますよと、あるいは市のほうでもこういうふうに考えていますという何らかの代替があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○志賀委員長 星定住促進課長。
- ○星建設部定住促進課長 ブロック塀の除去事業の件につきましてお答えさせていただきたいと 存じます。

基本的に危険ブロック塀の除去事業につきましてはスクールゾーン内の通学路、こちらをメーンとした形の事業でございまして、危険なものを公費でもって一部助成させていただくというような制度となってございます。そのため、除却後のフェンスとかそういったものにつきましては、やはり個人の財産でございますので、適切なフェンスとかそういったものを設置していただくようお願いしたいなと考えてございます。以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。個人の資産ということで、何らかの助成があればなお除却も含めて 積極的な動きになるのかなと思いますので、それは一つの考えといいますか、提案的なもの なので、ひとつご検討のほどよろしくお願いいたします。
- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 1つ聞き忘れたことがありまして、資料№17の41ページの清掃工場の改良工事のことで、宮城東部衛生処理組合に工事期間中は委託ということなんですけれども、工事代金そのもの自体はこっちの改良工事は4,600万円なんですけれども、宮城東部衛生処理組合にその工事期間中、委託するほうの委託金の予定とかそういうものはどのように計上してどうす

るつもりなのか、かかるのか、お願いします。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 宮城東部衛生処理組合へ委託する、その委託料でございます けれども、当初予算の段階で、毎年改良工事を実施しているということで計上しております ので、それで対応する予定でございます。
- ○志賀委員長 ほかにご発言はございませんか。(「なし」の声あり)

暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時30分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。(「なし」の声あり)なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第54号、第57号、第59号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

- ○志賀委員長 全員であります。よって、議案第54号、第57号、第59号については、原案のとおり可決されました。
- ○志賀委員長 暫時休憩いたします。

これより「所管事務調査の今後の進め方について」を議題といたしますので、関係者以外の 方は退席していただいて結構でございます。どうもご苦労さまでございました。

午前11時30分 休憩

午前11時32分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

「所管事務調査の今後の進め方について」を議題といたします。

なお、本委員会の調査事項について、参考までにお手元にご配付をしております。

それでは、各委員からの発言をお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 お疲れさまでございます。

5月23日開催の産業建設常任委員会において、調査事件「港湾整備に関することについて」のうちマリンゲート塩釜についてを議題とし、当局に資料要求をしておりました。まずは本定例会終了後に閉会中の本委員会を開催して、本件を議題に、当局から資料を提出いただきまして、当局に出席をいただき、ご説明をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

- ○志賀委員長 ほかにご発言はありませんか。伊藤委員。
- ○伊藤委員 いいんですよ、これで。これでいいんですけれども、できれば、この資料をいただいたところですが、これは一般会議を手段として閉会中の調査をしたということになりますので、その総括表か、まず手段としての総括表かというやり方で、もう一つは、要は閉会中の調査としてのこのことに関する一定程度の取りまとめたのが必要になってくるかと思いますので、その辺のところを、できれば、今度やるんであれば、そんな時間かかる話ではないと思うので、こっちのほうは、みんなでこれからこれをやるんでしょうから、ICTでもやるんだと思うので、それもあわせてマリンゲートも一緒に、前段ちょっとやって、その後マリンゲートみたいな形の流れだと一つ一つ何か区切りをつけながらというのができるのかなと思ったもんですから、それは委員長のご配慮をよろしくお願いいたします。
- ○志賀委員長 ほかにございませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時53分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに発言がなければ、「所管事務調査の今後の進め方について」をお諮りいたします。

まず調査事件については、「港湾整備に関することについて」のうち「マリンゲート塩釜について」及び「水産業及び魚市場事業に関することについて」のうち「塩竈水産品ICT化事業について」とすることにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)異議なしと認め、さよう決定いたします。

続いて、マリンゲート塩釜の件につきまして、今後の進め方について、5月23日開催の産業 建設常任委員会において市当局に要求いたしました資料を調査することにご異議ありません か。(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、さよう決定いたしました。 次回の産業建設常任委員会の開催についてお諮りいたします。

次回の産業建設常任委員会については、平成30年10月9日火曜日午後1時から開催し、関係 部課長に出席要求することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)異議なしと認 め、さよう決定いたしました。

暫時休憩いたします。

産業環境部長、商工港湾課長は退席していただいて結構でございます。ご苦労さまでした。 午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

「一般会議の評価・総括について」を議題といたします。

まず事務局より資料の説明を求めます。鈴木事務局次長。

○鈴木事務局次長兼議事調査係長 事前に配付させていただきましたが、お手元に資料あるかど うか確認をさせていただきたいと思います。

まず、香取議長宛てに委員長名で報告するように作成しておりました資料が1部でございます。続きまして、産業建設常任委員会正副委員長案ということで、6番目、産業建設常任委員会としての評価・総括と書かれております資料……。(「次長、どこで渡した」の声あり)よろしいでしょうか、続けさせていただきます。

続きまして、委員会討議資料と括弧書きで入れております。こちらは各委員から評価・総括 に係る所感、意見、コメントをいただいておりましたものを事務局で清書させていただきま したものでございます。最後に、産業建設常任委員会一般会議、議事録抜粋ということで、 これが各委員からいただきました原本をコピーしております。以上よろしいでしょうか。

あわせまして、事務局長から議長宛てに一般会議報告書ということで報告しておりますもの、それから一般会議の会議録、清書いたしましたものをお配りしておりましたが、こちらもございますでしょうか。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

それでは内容をご説明させていただきたいと思います。

まず初めに、議長宛てに委員長名で作成しております、報告書の形をとらせていただいたと ころでございますが、まずそこの文言の中で、一般会議実施要綱第5条第3項で、一般会議 終了後の全員協議会の取り扱いとなっておりますので、その旨、議長にお願いするというこ とで文言を入れてございます。

あと構成といたしましては、開催日時、開催場所、一般会議の議題、出席者、2ページを見ていただきまして、それぞれ産業建設常任委員会と塩竈水産品協議会さんの正式にご出席いただいたメンバーさんということで記載しております。

5番目の概要でございますが、まず塩竈水産品協議会さんから資料説明を……。 (「マイク 使ったら」の声あり) 大変失礼いたしました。

それで、2ページでございますけれども、概要につきましては、協議会さんからご説明いただきました資料説明の概要、それから3ページに行きまして、代表質問を行っておりますので、そちらの回答を抜粋したもの、これにつきましては事務局長名で報告しております報告書から事実行為として抜粋したものになっております。

それから、先ほど正副委員長案ということでお示しいただきまして、これは本日、委員間討議をしていただきたいところでございますけれども、こちらは各委員からいただきましたものを正副委員長案ということでベースにしております。こちらにつきまして討議をいただきたいと考えてございます

あと参考といたしまして、各委員さんからのご発言の関係の資料を見ながらということで、 一部盛り込んでいない部分等ございましたらご指摘いただく形になるかと思いますので、よ ろしくお願いいたします。以上でございます。

○志賀委員長 まず議事録の最初のページ、香取議長宛ての私の報告、これについて中身をお目 通しいただいて、それとあと一番最後に説明があった事務局長の報告書、議長に対する一般 会議報告書というものですね、事務局長の。これを見比べていただきながら、この議事録の 中身の精査をしていただければなと思います。

資料は両方とも香取議長宛ての資料です。提出者が私の名前になっているものと、あと鈴木 事務局長の名前になっているものですね、この2つでちょっと見比べていただいて、議事録 の中身を皆さんで精査していただければなと。

それで、最終的に組合に出す議事録というのはどれを出す予定なんですか、どういう形に。 鈴木事務局長。

- ○鈴木事務局長 これが正式な一般会議の報告書です。要綱で決まっているものです。
- ○志賀委員長 これがね、こっちがね。 (「はい」の声あり) 一応こちらが組合に正式に出すスタイルだそうですから、こちらの鈴木事務局長名の中身を見ていただいて、あと最初の私の

名前で出しているものをちょっと見比べていただいて、これでいいかどうか。伊藤委員。

- ○伊藤委員 課題としては、委員長案というのが一番大事なんでしょう、これが総括だから。
- ○志賀委員長 そうですね。
- ○伊藤委員 これとこれで見比べて一番いいものね。正式なというか、要約、要点筆記の議事録 とセットになる話。
- ○志賀委員長 あと2番目にある6の産業建設常任委員会としての評価・総括、ここが、この文 言がいいかどうかということですね。伊藤委員。
- ○伊藤委員 結論は、ここが総括になって、これが議事録と自分たちが言ったことが大丈夫かど うか、委員長が確認してほしいというのはそこなんだから、見てきました。読んできまし た。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。この中身について、こういうところ、文言の修正があれば言っていただいて、やっていきたいと思います。伊藤委員。
- ○伊藤委員 議会として、水産業を最大限支援していくということですね。 (「委員長、いいですか」の声あり)
- ○志賀委員長 どうぞ。伊勢委員。
- ○伊勢委員 議事録ちょっと読んで私の印象的だったのは、今の段階だとホップ・ステップの段階、つまりはジャンプするのにはちょっとこれからという、ステップまで行っているのかとかわからないけれども、ホップ・ステップという、つまりジャンプまで至ってないというね。業界側、組合さん側の認識が示されたのは今回初めてなのかなと思うんですよね。だから、その辺のところも含めて今後の、そういう発言があったので、そこら辺を入れながら、総括ですか、総括の部分に適切に入れておけば、組合さんのほうでもちゃんとそういう受けとめ方、議会側としてはしているのかなということになると思いますので、そんなところをちょっと補充していただければという感じですか。
- ○志賀委員長 どこにどういうふうに入れたらいいですか、例えば、今のお話は。鈴木事務局 長。
- ○鈴木事務局長 議事録の34ページに、ホップ・ステップ・ジャンプ、書いてあります。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 前段で述べて、34ページに書かれているようですから、その前段にどなたかが発言 したんだよね、ホップ・ステップの段階。そうするとジャンプという課題はかなり労力、時

間、そして資金というものが必要だと思うということで私の切り返しの発言をしているので、前段のその組合さんのところでそういう現状認識に至っているというところを一言入れておけばいいのかなと思ったんですけどね、どこで言ってたかな、あの人、若手の……、武田さん。

- ○志賀委員長 どうぞ、伊藤委員。
- ○伊藤委員 今、多分この(3)、6の委員長案で評価・総括と、これの(3)の行、ちょっと間隔があいているよね。「今回」と書いてあるよね。要は、ここのところ、課題が山積している中が今言った話というのがここに入ってきていいのかなと。だから課題が山積しているみたいな。というところをやると意味合いとしてはいいのかなと思うもんですから、このあたりで表現なさったらいかがですか。
- ○志賀委員長 ホップ・ステップ・ジャンプを……。(「それだけじゃなくて」の声あり)なくてね。(「そういう状況にも」の声あり)課題が山積しているという内容のものをね。 (「そういうところなんですね。表現的にはそうなっちゃったけどね」「まだまだその段階、これからだと思うので」「初期段階ですね。初期段階なんだよと」の声あり)
- ○志賀委員長 今回は、課題は山積しているものの、両者の共通理解が図られたというようなと ころで。 (「足踏みはしてないけどね。やっと助走の段階だよね」「どこからこう、中に入 れるかどうかは別にしても」の声あり)
- ○志賀委員長 「今回」のところに、欄にそこをちょっと埋め込んでみるということですね。 (発言あり) ちょっと考えます。(「休憩」の声あり)
- ○志賀委員長 暫時休憩します。

午後0時00分 休憩

午後 0 時 1 5 分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、6.産業建設常任委員会としての評価・総括については、2枚目の(3)の「今回」というところに、議事録の中で32ページに示されている「事業概要等ホップ・ステップの段階、そうするとジャンプという課題をかなり」に沿った文言を正副委員長で考えて入れ込んでいくということでよろしいですか。(「はい」の声あり)考えますから。

それと、全体の報告書ということで事務局長の名前で出ている報告書、これはこのままでよ

ろしいですか。 (「はい」の声あり) それで、業界に出すのはこの報告書と総括表かな。鈴木事務局長。

- ○鈴木事務局長 事務局長名の報告書をお送りして、委員長名の報告は議長にお出しをして、そ こから議長が議会運営委員会にお諮りをして、取り扱いを諮っていくという形です。
 - (「それは、認められればホームページ上に総括は載せなきゃいけない、多分そうだよね」の声 あり)
- ○志賀委員長 両方生きるということ、文書として。私の名前の議長に対する報告書と、それと あと局長の書いた……。鈴木事務局長。
- ○鈴木事務局長 この一般会議報告書が本来のものなので、会議の内容を抜粋した、こういった 会議を行いましたという報告なので、これをホームページにまず上げます。
- ○志賀委員長 これはこれでね。 (「はい」の声あり) そして……。 (「委員長名のは」の声あり) 鈴木事務局長。
- ○鈴木事務局長 中身を総括表にした、委員会としての報告を議長にご報告をして……。
- ○志賀委員長 そしてこれが業界のほうに行くということね。
 - 一応私の名前の報告を議長がいただいてから。それで鈴木事務局長の名前の報告書は議会で ホームページに載せるものと。鈴木事務局長。
- ○鈴木事務局長 業界の人にも見てもらいます。ちょっとニュアンスが違うとなると大変ですので。
- ○志賀委員長 そうですね。それではその辺のところをもう一回。伊藤委員。
- ○伊藤委員 この報告書が議長に行きました。議長が、多分一般会議の要綱があるので、それに 具体的に、委員会でやれたときの規定がないんで、議会運営委員会で取り扱いをするところ だということで、そこで諮ってもらって、議会としての意思決定をしてもらうという形の流 れで、それは一般会議はそこで終結、あとはそれを参考にして委員会としての委員長として の報告が重なってくるんだよね。
- ○志賀委員長 現時点では特段の修正というのは。(「ないです」の声あり)

この報告書については、このでき上がっている文言、まず私の名前の報告書、それとあと事務局長の名前の報告書、これはこのままでよろしいよと。それで、総括については、先ほどお話ししましたように、(3)の「今回」というところに議事録の文言をちょっと差し込むと、課題が山積みだというところの文言を差し込んでいくと。そこについては正副委員長に原文

は一任していただいて、でき上がったものをまたもう一回皆さんに承認していただくという 流れでよろしいですか。(「はい」の声あり)では、さよう取り計らいます。よろしくお願 いいたします。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

午後0時24分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 志 賀 勝 利